

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業
補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 交付要綱別表に定めている補助金の交付対象となる経費は、次の（１）若しくは（２）のいずれかに該当する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとし、予算の範囲内において交付する。

（１）居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策に資する通話録音装置等の購入事業

- ア 固定電話用通話録音装置購入費
- イ ボイスレコーダー購入費
- ウ 上記ア・イと同等と認められる機器購入等の費用
- エ 防刃チョッキ、防犯ブザー等の物品購入費

（２）居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策に資する警備会社による屋外用セキュリティサービスの導入事業

- ア 初期登録費、加入料金
- イ 初期導入時に発生する備品及び付属品購入費
- ウ 上記ア・イと同等と認められる初期導入経費

なお、上記（１）若しくは（２）において、電話機本体、スマートフォン及びタブレット端末等の汎用性のある機器・物品の購入経費やセキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは補助の対象としない。

2 国、自治体等の他の補助金及び寄付金との併用はできないものとする。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第3条 補助事業の着手時期（発注、契約）は、令和8年7月3日以降でなければならない。

2 補助事業者は、知事が定める実績報告提出期限までに補助事業を完了しなければならない。

3 前項に規定する補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第11条第1項に定める補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に該当する書類を添付するものとする。

（１）補助対象経費に係る領収書等の写し。

(2) 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し。ただし、領収書等に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。

(3) その他知事が必要と認める書類。

2 該当するすべての居宅介護事業所及び介護予防支援事業所について、法人が一括して申請するものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行し、令和8年7月3日から令和9年3月31日まで適用する。